

令和6年第1回

# 瑞浪市議会臨時会議案資料

令和6年1月29日



## 目 次

議第 1 号	瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について…………… 1
--------	----------------------------------

議第1号 瑞浪市手数料条例の一部を改正する条例の制定について

【制定趣旨】

戸籍法の一部を改正する法律（令和元年法律第17号）の施行に伴う地方公共団体の手数料の標準に関する政令（平成12年政令第16号）の一部改正に準じて、戸籍等に関する手数料を定める。

【改正内容】

戸籍（除籍）電子証明書提供用識別符号の発行手数料及び本籍地以外の戸籍謄本等を広域交付として発行する際の交付手数料を定めるための所要の改正

【施行日】

本条例の施行日は、令和6年3月1日とする。

【新旧対照表】

新				旧			
本則（略） 別表（第2条関係）				本則（略） 別表（第2条関係）			
事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額	事務の種類	事務の内容	手数料の名称	金額
1（略）	1（略）	（略）	（略）	1（略）	1（略）	（略）	（略）
2 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1～4（略） 5 租税特別措置法（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1,300円	2 租税特別措置法（昭和32年法律第26号。以下この項において「法」という。）の施行に関する事務	1～4（略） 5 租税特別措置法（昭和32年政令第43号）第41条各号又は第42条第1項に規定する個人の新築又は取得をした家屋がこれらの規定に規定する家屋に該当するものであることについての証明の申請に対する審査	住宅用家屋証明申請手数料	1,300円
3 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下こ	1 法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは	戸籍謄抄本又は戸籍証明書交付手数料	1通につき450円	3 戸籍法（昭和22年法律第224号。以下こ	1 法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは	戸籍謄抄本交付手数料	1通につき450円

の項において「法」という。)の施行に関する事務

第3項から第5項までの規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若しくは第120条の2第1項の規定に基づく戸籍証明書の交付

2	法第10条第1項又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項証明書	1件につき	350円
3	法第120条の3第2項の規定に基づく戸籍電子証明書	戸籍電子証明書	1件につき	400円

の項において「法」という。)の施行に関する事務

第3項から第5項まで又は第120条第1項の規定に基づく戸籍の謄本若しくは抄本の交付(条例で定めるところにより無料で証明を行うことができる旨を規定する法律の規定に基づき、証明を請求するものを除く。以下この項において同じ。)

2	法第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項まで又は第120条第1項の規定に基づく戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	戸籍記載事項証明書	1件につき	350円
---	---	-----------	-------	------

提供用識別符号の発行(情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律(平成14年法律第151号)第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織を使用する方法(総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。))により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合(当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。))にお

る当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。)

4	法第12条の2において用する第10条第1項若しくは第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付又は法第120条第1項若	除籍謄抄本又は除籍証明書交付手数料	1通につき 750円
---	---	-------------------	---------------

3	法第12条の2又は第120条第1項の規定に基づく除かれた戸籍の謄本若しくは抄本の交付	除籍謄抄本交付手数料	1通につき 750円
---	--	------------	---------------

	しくは第 120条の 2第1項 の規定に 基づく除 籍証明書 の交付				
5	法第12条の2において用する法第10条第1項又は第10条の2第1項若しくは第3項から第5項までの規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付	除籍記載事項証明書につき 書交付手数料	1件につき 450円	4	法第12条の2の規定に基づく除かれた戸籍に記載した事項に関する証明書の交付
6	法第120条の3第2項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第7条第1項の規定により同法第6条第1項に規定する電子情報処理組織	除籍電子証明書提供用識別符号発行手数料	1件につき 700円		

を使用する方法により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合に

おける当該発行を除く。)					
7 法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届出若しくは申請の受理の証明書(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付又は法第120条の6第1項の規定に基づく届書等情報の証明書の交付	届書等証明書	1 通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては、1 通につき	1,400円	5 法第48条第1項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書その他市長の受理した書類に記載した事項の証明書の交付	戸籍証明書
8 法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書そ	届書等閲覧手数料	書類又は届書等情報の内容を表したものの1 件につき	350円	6 法第48条第2項(法第117条において準用する場合を含む。)の規定に基づく届書そ	届出等閲覧手数料
					1 通につき350円。ただし、婚姻、離婚、養子縁組、養子離縁又は認知の届出の受理について請求により法務省令で定める様式による上質紙を用いる場合にあっては
					1,400円

		の他市長 の受理し た書類を 閲覧に供 する事務 又は法第 120条の6 第1項の 規定に基 づく届書 等情報の 内容を表 示したも のを閲覧 に供する 事務		
4 住民 基本台 帳法（ 昭和42 年法律 第81号 。以下 この項 において「法 という 。）の施 行に関 する事 務	1 法第11 条の2第 1項の規 定に基づ く住民基 本台帳の 閲覧	住民基本 台帳閲覧 手数料	300円	
	2～5 略	（略）	（略）	
5～14 （略）	（略）	（略）	（略）	
備考 （略）				

		の他市長 の受理し た書類を 閲覧に供 する事務		
4 住民 基本台 帳法（ 昭和42 年法律 第81号 。以下 この項 において「法 という 。）の施 行に関 する事 務	1 法第11 条の2第 1項の規 定に基づ く住民基 本台帳の 閲覧	住民基本 台帳閲覧 手数料	300円	
	2～5 略	（略）	（略）	
5～14 （略）	（略）	（略）	（略）	
備考 （略）				